

(別表1)
大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者候補者審査に係る評価表

団体の名称		代表者の氏名		選 定 者	
所 在 地		設 立 年 月 日		選 定 日	

選定基準	審 査 基 準			審 査 意 見	評価点数	配 点
	項 目(15)	視 点	求 め る 水 準			
施設の効用を最大限に発揮するものであること (5点)	1. 施設の特徴を生かした事業計画について	(1) 業務内容を理解し、施設の特徴を生かした企画提案書となっているか	・基本方針が明確かつ適切である。 ・企画提案書の内容が、業務内容を理解し、かつ適切である。 ・企画提案書の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫が見られるか。			5
		(2) 施設の利用又は使用条件の考え方が妥当なものとなっているか	・企画提案書に示された利用又は使用条件の考え方の中で、施設の設置目的が的確に読み取ることができ、利用等の条件の考え方が妥当である。			5
施設を利用又は使用する者に対し、平等な利用又は使用の確保及びサービスの向上が図れるものであること (24点)	2. 施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	(3) 利用等の不承認又は承認取消の考え方が妥当か	・企画提案書に示された利用等の不承認の考え方及び利用等の承認取消の考え方の中で、適正な対応が読み取れる。			5
		(4) 苦情処理体制が確立されているか	・企画提案書において、日々の苦情処理体制が確立され、明確になっている。			3
		(5) 利用者等に対する質の高いサービス提供のために的確かつ継続的な取組みが図られているか	・事業計画全体の企画内容が標準を上っている。 ・自主事業の企画内容が標準を上回っている。 ・障害者等の対応が図られている。			5
	3. サービス向上の取組みについて	(6) サービスの評価及び利用者等の意見、要望への対応が図られているか	・サービスの自己評価(セルフモニタリング)を適切な方法で実施するものとなっており、サービスの維持向上が図られている。 ・利用者又は使用者の要望、意見を的確に把握し、社内にフィードバックされ、それらへの対応が確実に実施される。			3
		(7) 地域のニーズに基づいた企画(事業)が図られているか	・地域との連携を確立し、ニーズを的確に把握し、地域の実状にあったサービスの提供ができる。			3
		(8) 関係法令を遵守しているか	・都市公園法、大和市都市公園条例、大和市都市公園条例施行規則、大和市営自動車駐車場条例、大和市営自動車駐車場条例施行規則、大和市柳橋ふれあいプラザ条例、大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則、地方自治法等の関係法令を遵守している。			5
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること (26点)	4. 関係法令の遵守について	(8) 関係法令を遵守しているか	・都市公園法、大和市都市公園条例、大和市都市公園条例施行規則、大和市営自動車駐車場条例、大和市営自動車駐車場条例施行規則、大和市柳橋ふれあいプラザ条例、大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則、地方自治法等の関係法令を遵守している。			5
	5. 施設の適切な維持及び管理について	(9) 事故等の未然防止対策及び施設の保全に関する取り組みはあるか。	・事故防止策が講じられている。 ・防犯防災対策が講じられている。 ・緊急時の対策が講じられている。 ・施設の保全に関する十分な取り組みがある。			5
	6. 施設運営の組織又は体制について	(10) 理事又は役員の構成はどうか	・経験のある理事又は役員が選任されている。 ・施設運営に対してその組織又は体制が確保されている。			3
	7. 管理に係る経費縮減案について	(11) 管理に係る経費縮減の考え方はどうか	・必要な項目が全て計上されている。 ・指定管理料の上限額に対し、縮減が可能である。 ※本項目については縮減割合に応じて、次のとおり採点する。 20%以上・・・5点 15%以上20%未満・・・4点 10%以上15%未満・・・3点 5%以上10%未満・・・2点 5%未満・・・1点			5
	8. 効率的な経営について	(12) 指定管理業務に要する経費の算出根拠は適切か	・算出根拠が明確・妥当であり、効率的な経営が見込める。			5
		(13) 業務の効率化に向けた考えを持っているか	・業務を効率化するための工夫がある。			3

施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること (35点)	9. 管理を安定して行う物的・人的能力について	(14) 事業者の理念、方針、経営状況等について	・事業者の経営理念・方針が指定管理者として適している。 ・経営状況、組織規模等が指定管理者として適している。			5
		(15) ISO規格(品質・環境)等について	・ISO規格(品質・環境)等を取得している。 ・ISO規格等を理解している。			3
		(16) 業務の引継ぎが円滑に行えるか	・施設の現況、仕様内容を十分把握している。 ・現在の指定管理者に雇用されている現場職員を継続雇用するなど、業務を安定的に行っていくための配慮がなされている。			3
	10. 人員の確保及び育成について	(17) 選考方法、選考基準はどうか	・施設の管理を適切に行える人材の確保ができる。			3
		(18) 経験ある職員、責任者・指導的立場の職員の配置状況はどうか	・指導の経験を有する職員を配置することができる。 ・指導的立場の職員は、相当の経験を有する職員を配置することができる。			3
		(19) サービス水準の確保は適正か	・施設運営に必要な人員数が満たされている。			3
		(20) 年間研修計画及び研修内容は適正か	・施設管理、施設運営に対する能力向上が図られる研修を実施できる。 ・経験、階層別の研修を実施できる。			3
	11. 関連施設の受注・経営実績について	(21) 関連施設の受注・経営実績はあるか	・関連施設の受注・経営実績がある。			3
	12. 資産規模・管理状況について	(22) 資本金(基本財産)及び運用財産の管理状況は適正か	・事業規模に対して、所有する財産の規模が適正である。 ・契約、登記等の適正な権利設定及び管理保管が行われている。			3
	13. 債権債務の状況について	(23) 借入れの目的・規模・内容・償還計画はどうか	・借入れの目的・規模・内容・償還計画が適正である。			3
	14. 経営マネジメントについて	(24) 人事管理、財務執行管理等についてはどうか	・人事管理が適正である。 ・財務執行が適正である。 ・現場職員の意見を運営に反映する仕組みが整備されている。 ・各現場の責任体制が明確にされている。 ・損害賠償保険(人的・物的)に、加入している。			3
その他 (10点)	15. 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	(25) 本市の個人情報保護条例及び情報公開条例に則っているか	・個人情報を適切に取り扱う考え方が法人の理念として確立されている。 ・情報管理体制が規程等により確立されている。 ・個人情報の開示請求及び情報公開請求への対応が本市の条例に則っている。 ・再委託が承認された場合に、保有個人情報を適切に管理する能力を有している。			5
		(26) 施設運営の透明性の確保はどうか	・市民の知る権利の尊重が確保されている。 ・透明な運営の確保がなされる。 ・事業報告、財務諸表等が自主的に開示されている。 ・文書管理に関する基準が定められている。			5

総合評価点数	／100点
--------	-------

配点「5」の場合

5点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
4点	審査基準の求める水準にあり、実現性が認められる。
3点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。 (標準：通常はこの程度やるべきと考えるレベル)
2点	審査基準の求める水準がわずかに読み取れるが、実現性に乏しい。
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。

配点「3」の場合

3点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
2点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。 (標準：通常はこの程度やるべきと考えるレベル)
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。